

# 苫小牧工業高等専門学校における学生の就学支援に関する要項

制 定 平成19年3月19日

一部改正 平成21年5月19日

(目的)

**第1条** この要項は、苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）における学生（研究生，科目等履修生，特別聴講学生，外国人留学生を含む。以下同じ。）の就学支援に係る基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要項において「支援」とは、本校の教育課程上必要な学校内での日常的活動に係る支援をいう。

2 この要項において「支援を必要とする学生」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 身体等に不自由があり障害者手帳を有する者，又はそれに準ずることを示す診断書を有する者で，本人が支援を受けることを希望し，かつその必要性が認められた者
- 二 疾病又は外傷等によって一時的に前号に準ずる状態になった者
- 三 発達障害又はそれに準ずる障害等によって就学上の困難を有する者で，本人が支援を受けることを希望し，発達障害等就学支援委員会（以下「就学支援委員会」という。）によりその必要性が認められた者
- 四 その他前三号に準ずる者

(入学者)

**第3条** 支援を必要とする学生の入学については，原則として入学試験委員会（外国人留学生にあつては運営委員会）がその状況を把握し，必要に応じて関係各委員会等に通知する。

(学科学生)

**第4条** 学科学生が支援を必要とするに至った場合には，当該学生の学級担任教員がその状況を把握し，必要に応じて関係各委員会等に通知する。

2 学科学生への支援に関しては，主として学生委員会がこれを掌理し，必要な措置を行う。ただし，発達障害等については，就学支援委員会がこれを掌理し，必要な措置を行う。

(専攻科学生)

**第5条** 専攻科学生が支援を必要とするに至った場合には，当該学生の所属する専攻の専攻主任教員がその状況を把握し，必要に応じて関係各委員会等に通知する。

2 専攻科学生への支援に関しては，主として専攻科委員会がこれを掌理し，必要な措置を行う。ただし，発達障害等については，就学支援委員会がこれを掌理し，必要な措置を行う。

(施設・設備等の措置)

**第6条** 学生への支援に係ることで、本校の施設・設備等に関する措置を要する場合には、運営委員会の議を経て必要な措置を行う。

(事務)

**第7条** 支援に関する事務は、学生課において処理する。

(自発的な支援)

**第8条** この要項の定めるところは、本校の教職員または学生による、委員会等の議を経ないところの自発的な支援を妨げるものではない。

(雑則)

**第9条** この要項に定めるもののほか、支援に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要項は、平成19年3月19日から施行する。

**附 則**

この要項は、平成21年5月19日から施行する。